マージン率等に係る情報提供について

中央コンピューターサービス株式会社

許可番号:派 01-300235

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象:令和4年度(令和3年7月~令和4年6月))

記

1 令和4年6月1日付け派遣労働者数

5人

2 令和4年度 派遣先事業所数(実数)

4件

3 令和4年度 労働者派遣に関する料金の平均額

28,968 円

(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))

4 令和4年度 派遣労働者の賃金の額の平均額

20,032 円

(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))

5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者 派遣に関する料金の平均額で除して得た割合

マージン率 30.8%

6 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 企画営業部 臼杵 慎 TEL:011-864-6662

7 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

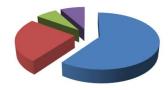
訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1人当たりの 平均実施時間
新規採用者訓練	未経験者の新規採用者	ОЈТ	弊社	無償	有給	6 時間
プログラミング訓練	1年以上の雇用見込みの者	ОЈТ	弊社	無償	有給	40 時間
DB基礎訓練	2年目の派遣労働者	ОЈТ	弊社	無償	有給	15 時間
ネットワーク応用訓練	3年目の派遣労働者	ОЈТ	弊社	無償	有給	8 時間

弊社マージン部分については、下記のとおり法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含んだものです。

マージン率等の内訳

マージン率 XX. X%

- ■賃金
- ■法定福利費(労働・社会保険料等)
- ■教育訓練費
- ■運営費等



8 派遣労働者の待遇決定に関わる労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している

協定書の有効期間終期 2024年3月31日

協定労働者の範囲 すべての派遣労働者